

騒音規制法・振動規制法に基づく
特定建設作業の届出のしおり

奈良市
保健・環境検査課

建設業界のみなさまへのお願い

奈良市には毎年多くの苦情が寄せられ、それが近隣トラブルに発展するケースが増加しています。中でも建設工事等に伴う騒音・振動の苦情は、かなりの比率を占めています。

しかし、これらの苦情を調査してみると、建設作業により発生する騒音や振動よりも施工業者の近隣に対する事前の工事説明不足が原因で苦情につながるケースが多く見受けられます。

たとえば、次のような苦情がよく寄せられます。

「何の知らせもなく工事が突然始まって……」

「事前に現場の人から工事を始めるという連絡は受けたが、あんなに大きな機械を使うとは思わなかった……」

「解体工事のホコリで洗濯物が汚れた、連絡を受けていれば外には干さなかったのに……」

「土曜日で寝てる人が多いのに朝早くから作業している……」

建設現場周辺の住民は、それまで何もなかった場所にある日突然、建設資材が運び込まれたり、あるいは急に大きな建設機械が動き出すということは少なからず不安な気持ちを抱くものです。工事を始める前に近隣に対して十分に工事説明を行えば、少なくとも、このようなことはなくなるでしょう。ちょっとした注意で、近隣とのトラブルを防ぐことができます。

—ポイント!—

なにがとも最初が肝心

クレームが出てから初めて説明をするよりも、工事開始前に一言挨拶をしておくことで、後々のトラブルを未然に防ぐことができるほか、トラブルをスムーズに解決することができる場合もあります。少なくとも着工の数日前には近隣の住民に対して工事の内容や工期などを具体的に説明しておくといでしょう。くれぐれも**最初が肝心**です。

建設工事に係わる注意事項

建設工事における騒音・振動・粉じん等の防止対策で最も大切なことは、着工前の計画段階で周辺への影響を検討し適切な防止対策をとることです。

1. 周辺住民に対して、事前に**工事内容、工事期間、1日の作業時間、使用機械等**の説明を行う。

- ・ 戸別訪問やお知らせチラシの配布等。
- ・ 工程や担当者の連絡先を記載した掲示板の設置

2. 可能な限り低騒音・低振動工法を採用する。

3. 工事現場の周囲は、防音パネルやシートで養生する。

4. コンプレッサーなど同じ場所で長時間使用する機械は、周辺への影響の少ない場所に設置する。

5. 騒音・振動が発生する機械の使用については、使用時間を考慮する。

(朝の早い時間や、夕方以降の使用は控える。土曜日についてはお休みの住民も多いので特に配慮する。)

6. アスベストを使用した建築物の解体作業等を行う場合は、アスベストの飛散防止に努める。(大気汚染防止法の届出が必要な場合がありますので、奈良市保健所 保健・環境検査課 環境衛生係までお問合せ下さい。)

7. 工事に伴って粉じんが発生する場合は、水まきを励行する。

8. 騒音・振動等公害の発生状況を監視し、住民からの苦情等に対応すべき工事現場責任者を配置する。

9. その他、周辺に対する影響を少なくするよう努力する。

法律の遵守

- ・ **特定建設作業実施届出書の提出**
- ・ 規制基準の遵守

奈良市内において、別表の作業を実施しようとする場合は、作業開始の7日前までに届出をするよう義務付けられています。*

なお、作業の実施に当たっては、事前に付近住民に説明するとともに、苦情等が発生しないよう気を付け、もし苦情が発生した場合は、誠意をもって対応するようお願いいたします。

※ 作業を開始した日に終わるものは除きます。

1. 必要書類

- (1) 特定建設作業実施届出書
- (2) 特定建設作業の場所の付近見取図
- (3) 特定建設作業を伴う建設工事の工程表

以上について、各2部ずつ提出してください。

2. 作業の禁止（適用除外あり）

- (1) 夜間または深夜作業の禁止
(工業地域 午後10時～翌日午前6時、
その他の地域 午後7時～翌日午前7時)
- (2) 1日の作業時間の制限
(工業地域 14時間以内、その他の地域 10時間以内)
- (3) 連続して作業することのできる日数の制限 (6日以内)
- (4) 日曜日、その他休日の作業の禁止

3. 規制基準（特定建設作業の場所の敷地境界線）

- (1) 騒音 すべての特定建設作業 85デシベルを超えないこと
- (2) 振動 すべての特定建設作業 75デシベルを超えないこと

4. 勧告、命令、報告及び立入検査

特定建設作業に伴って発生する騒音、振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、必要な限度（防止の方法の改善または作業時間の変更）において勧告、命令を行います。

また、報告の徴収、立入検査を行うことがあります。

5. 罰則

- (1) 騒音、振動の防止方法の改善、または作業時間の変更短縮に関する命令に違反した者
- (2) 特定建設作業の実施届出義務に違反した者
- (3) 報告の徴収、立入検査を拒否した者

特定建設作業届出一覧表

特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	備 考
くい打機を使用する作業 1. もんけん等	—	—	人力による木ぐい、木矢板のくい打アースドリル、ベント等
2. ディーゼルハンマ、エアハンマ、スチームハンマ、油圧ハンマ、その他のくい打ハンマ	○※	○	※ただし、アースオーガ併用で短時間の最終打撃の場合は騒音の届出不要
3. アースオーガ併用	—	○	
くい抜機を使用する作業 1. 油圧式	○	—	
2. その他	○	○	パイルエキストラクタ
くい打くい抜機を使用する作業 1. 圧入式	—	—	油圧又はウォータージェットによるもの
2. その他	○	○	
びょう打機を使用する作業 1. リベッティングハンマ	○	—	
2. その他	—	—	インパクトレンチによる高張力ボルト締め等
さく岩機を使用する作業 1. ブレーカー	○	—	
ア、手持式 イ、その他	○	○	移動作業にあつては、1日における2地点間の最大移動距離が50m以下の作業に限る。
2. その他	○	—	アイオン等 レックドリル、ピックハンマ等
空気圧縮機を使用する作業 1. 電動式	—	—	
2. その他	—	—	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
ア、15Kw未満 イ、15Kw以上	○	—	
コンクリートプラントを設けて行う作業 1. モルタル製造用	—	—	
2. その他	—	—	工事現場またはその付近に当該工事に関連して一時的に設置される物に限る。不特定多数の工事のために設置されるプラントは、工場として別の届出が必要となる。
ア、混練容量0.45m ³ 未満 イ、混練容量0.45m ³ 以上	○	—	
アスファルトプラントを設けて行う作業 1. 混練重量200kg未満	—	—	
2. 混練重量200kg以上	○	—	
工作物の破壊作業 1. 鋼球(鉄球)	—	○	
ア、コンクリート造、鉄骨造、レンガ造 イ、その他	—	○	
2. 動力・火薬	—	—	
ア、コンクリート造、鉄骨造、レンガ造 イ、その他	—	—	
3. その他	—	—	
ア、コンクリート造、鉄骨造、レンガ造 イ、その他	—	—	
舗装版破砕機を使用する作業	—	○	移動作業にあつては、1日における2地点間の最大移動距離が50m以下の作業に限る。

○印：届出要

—印：届出不要

特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	備 考
バックホウを使用する作業 1. 80Kw未満 2. 80Kw以上	— ○	— —	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
トラクターシャベルを使用する作業 1. 70Kw未満 2. 70Kw以上	— ○	— —	〃
ブルドーザーを使用する作業 1. 40Kw未満 2. 40Kw以上	— ○	— —	〃

* バックホウ、トラクターシャベル、ブルドーザーを使用する作業については、平成9年10月1日施行

特定建設作業に係る規制

規制種別	区 域	騒音規制法関係	振動規制法関係
基 準 値	①、②	85デシベル	75デシベル
作業禁止時間帯	①	午後7時～翌日午前7時	
	②	午後10時～翌日午前6時	
最大作業時間	①	10時間/日を超えないこと	
	②	14時間/日を超えないこと	
最大作業日数	①、②	連続6日	
作 業 禁 止 日	①、②	日曜日および休日	

* 騒音・振動の大きさは、特定建設作業場所の敷地境界線での値です。

①の区域：②の区域以外の区域、別表に掲げる施設の周囲80m以内の区域

②の区域：工業地域（別表に掲げる施設の周囲80m以内の区域除く）

別表

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
3. 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の入院させるための施設を有するもの
4. 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
5. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
6. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

問い合わせ先 : 奈良市保健所 保健・環境検査課 環境衛生係
 奈良市三条本町13番1号 はぐくみセンター5階
 TEL:0742-93-8477 FAX:0742-34-2483